

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

- ◆ 高校生等奨学給付金は、7月から申請を受け付け、年額を一括給付する制度ですが、新入生で一部早期給付を希望する場合は、4月～6月分（年額の4分の1）の前倒し給付が可能です。（申請必要）
- ※ 7月～翌年3月分（年額の4分の3）の給付を受ける場合、7月以降に2回目の申請が必要です。
 - ※ 1回の申請で年額を給付する通常給付の制度もあります。（7月から申請受付を開始）
年額の一括給付を希望する場合は、7月以降に通常給付で申請してください。

1 申請できる方 令和7年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- (1) 生計維持者の方が神奈川県内に住所を有していること。
 - 神奈川県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。
- (2) 生計維持者全員の住民税所得割額の合計が以下のいずれかに該当すること。
 - ① 非課税である世帯
 - ② 105,500円未満である世帯（①を除く）
 - ③ 264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯（①・②を除く）住民税所得割額の確認は、令和6年度※の課税証明書等で行います。
※ 2回目の申請は令和7年度の課税証明書等により確認します。
※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
※ 「扶養する子等」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族である者のうち、生計維持者と続柄が子の者又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもない者を指し、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等も含みます。
- (3) 対象の生徒が新入生として高等学校等専攻科に在籍していること。
 - 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒を指します。

2 申請期限（1回目） 令和7年6月30日（月）

- 生徒（新入生）を複数名扶養している場合は、それぞれの生徒について申請が必要です。

3 支給時期（1回目） 申請した月の2か月後の末頃までの支給を予定

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先・問合せ先

- 申請書裏面に学校の証明を受けた後、直接、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ☎045-210-8251（直通）へ申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します。

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。

※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等

- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。
- 1回目の申請では年額の4分の1（4月～6月分）を支給します。残りの年額の4分の3（7月～翌年3月分）の支給を受けるためには、7月以降に2回目の申請が必要となります。
- 2回目の申請では、原則として年額の4分の3の支給となりますが、世帯の収入状況の変化等により、支給ができない場合や額が変更となる場合があります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります。 3ページの「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

● 対象となる高校生等1人あたりの給付額

世帯区分	1回目	2回目
非課税世帯	12,625 円	37,875 円
住民税所得割額が105,500 円未満の世帯 (非課税世帯を除く)	2,525 円	7,575 円
住民税所得割額が264,500 円未満であり、 扶養する子等が3人以上いる世帯	2,525 円	7,575 円

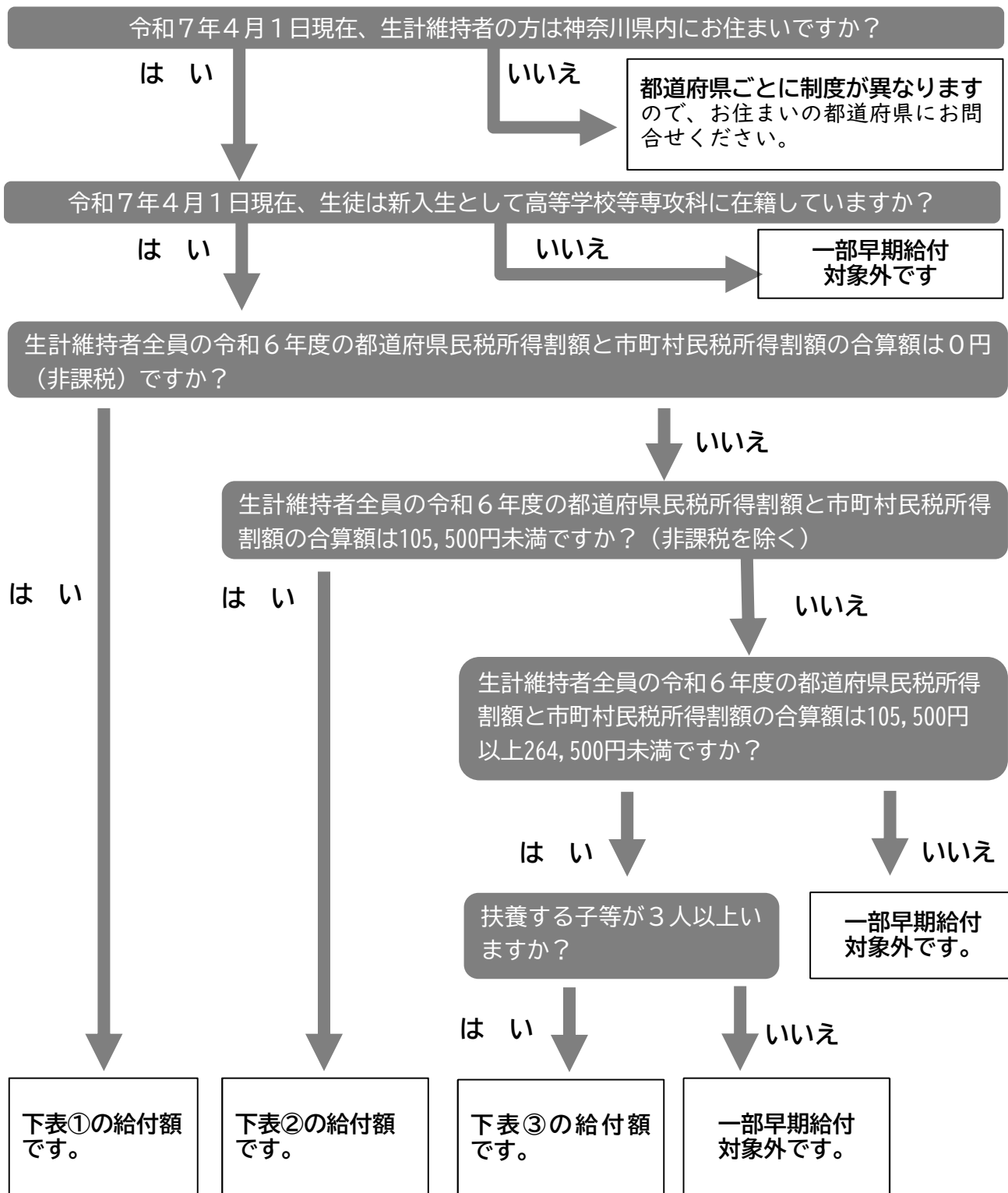
※ 世帯の収入状況の変化等により、2回目の給付がない場合や1回目と異なる世帯区分となる場合があります。

7 提出書類（1回目）

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。
不備があると支給が遅くなります。

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② **令和6年度**の都道府県住民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認できる資料として、次のア～ウのいずれか（生計維持者**全員分**の提出が必要）
 - ア 令和6年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
 - イ 令和6年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
 - ウ 令和6年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合、扶養親族の記載が省略されていない資料をご提出ください。
- ③ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）
 - ※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。
- ④ 扶養親族申告書（「住民税所得割額が264,500 円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合のみ。）

新入生対象一部早期（前倒し）給付 給付対象者及び給付額確認シート



給付額 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を支給します。

世帯区分	4月～6月分 (1回目の申請)	7月～翌年3月分 (2回目の申請)	合計 (年額)
①非課税世帯	12,625 円	37,875 円	50,500 円
②住民税所得割額が 105,500 円未満の世帯	2,525 円	7,575 円	10,100 円
③住民税所得割額が 264,500 円未満であり、 扶養する子等が3人以上いる世帯	2,525 円	7,575 円	10,100 円